

## 騒音・振動・悪臭関係

### 1 騒音に係る規制基準

#### (1) 特定施設に係る規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から 午後8時まで)	朝・夕 (午前6時から午前 8時まで及び午後8時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 午前6時まで)
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	55

(注) 1 規制基準の適用については、特定施設を設置する工場・事業所の敷地境界線における騒音レベル (デシベル) の大きさ。

2 第2種から第4種区域の騒音規制地域内にある学校・図書館・病院等の敷地の周囲約50mの区域内はそれぞれ表に示す基準より5デシベル低い値が規制基準となる。

#### (2) 特定建設作業に係る規制基準

特定建設作業の種類 (使用する作業機)	種類に対応する規制基準							
	騒音の 大きさ	夜間又は深夜 作業の禁止	1日の作業 時間の制限	作業期間 の制限	日曜日、そ の他の休日 の作業禁止	備 考		
1 杭打機・杭抜機	85 dB	第1号区域 午後7時から 翌日の午前7 時まで	第1号区域 1日10時 間以内	同一場所 において 連続6日 間以内	日曜日、そ の他の休日	杭打機 (もんけいを除く。) 杭抜機又は杭打機杭抜機 (圧 入式杭打杭抜機を除く。) を 使用する作業 (杭打機をア ースオーガーと併用する作業を 除く。)		
2 びょう打機						第2号区域 午後10時か ら翌日の午前 6時まで	第2号区域 1日14時 間以内	作業地点が連続的に移 動する作業にあつて は、1日における当該 作業に係る2地点の最 大距離が50mを超え ない作業に限る。
3 削岩機								

4	空気圧縮機	85 dB	第1号区域 午後7時から 翌日の午前7 時まで	第1号区域 1日10時 間以内	同一場所 において 連続6日 間以内	日曜日、そ の他の休日	電動機以外の原動機を 用いるものであって、 その定格出力が15 Kw以上のものに限 る。(削岩機の動力と して使用する作業を除 く。)
5	コンクリートプ ラント又はアス ファルトプラント を設けて行う 作業		第2号区域 午後10時か ら翌日の午前 6時まで	第2号区域 1日14時 間以内			混練機の混練量がコン クリートプラントは 0.45m <sup>3</sup> 以上、アス ファルトは200kg 以上のものに限る。 (モルタル製造のため にコンクリートプラント を設けて行う作業を 除く)
6	バックホウ						一定の限度を超える大 きさの騒音を発生しな いものとして環境大臣 が指定するものを除 き、原動機の定格出力 が80Kw以上のもの に限る。
7	トラクターショ ベル						一定の限度を超える大 きさの騒音を発生しな いものとして環境大臣 が指定するものを除 き、原動機の定格出力 が70Kw以上のもの に限る。
8	ブルドーザー						一定の限度を超える大 きさの騒音を発生しな いものとして環境大臣 が指定するものを除 き、原動機の定格出力 が40Kw以上のもの に限る。

(備考) 区域の区分は、次の区分による。

- ・第1号区域：第1種区域から第3種区域の全区域並びに第4種区域で、(ア)学校(イ)保育所  
(ウ)病院(エ)図書館(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域
- ・第2号区域：第4種区域のうち第1号区域を除く区域

(注)

- ・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準による。
- ・騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線において測定する。
- ・特定建設作業には、当該作業が開始した日に終わるものを除く。
- ・規制基準には、災害、その他非常時事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人命又は身体に対する危険を防止するため、特に特定建設作業を行う必要がある場合、その他の法令で

作業日の指定のある許可に係る特定建設作業には適用されない。

- ・規制基準を超えている場合、騒音防止の方法のみならず、1日の作業時間を上記に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

## 2 振動に係る規制基準

### (1) 特定工場等に係る規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前8時から 午後8時まで	夜 間 午後8時から翌日の 午前8時まで
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

### (2) 特定建設作業に係る規制基準

振動の大きさ	作業が出来ない時間		1日における作業時間		同一場所にお ける作業時間	日曜日・休 日における 作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
特定建設作業の 場所の敷地境界 線において75 dBを超える大 きさのものでな いこと	午後7時～翌 日午前7時	午後10時～ 翌日午前6時	10時間を超 えないこと	14時間を超 えないこと	連続して6日 を超えないこ と	禁止

(備考) 区域の区分は、概ね次のとおり。

- ・第1号区域：振動規制地域で第2号区域を除く地域
- ・第2号区域：振動規制地域内の工業地域（学校、病院等の敷地の周囲約80m以内を除く。）

### 3 悪臭に係る規制基準

#### (1) 特定悪臭物質（22物質）による濃度規制基準

悪臭防止法に基づく敷地境界線における規制基準

(PPm)

悪臭物質	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチルアミン	二硫化メチル	アセトアルデヒド	スチレン	プロピオン酸
区域の区分									
A 区域	1	0.002	0.02	0.01	0.005	0.009	0.05	0.4	0.03
B 区域	2	0.004	0.06	0.05	0.02	0.03	0.1	0.8	0.07

悪臭物質	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸	プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルバレルアルデヒド	イソバレルアルデヒド	イソブタノール
区域の区分									
A 区域	0.002	0.0009	0.001	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003	0.9
B 区域	0.006	0.002	0.004	0.1	0.03	0.07	0.02	0.006	4

悪臭物質	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン	キシレン
区域の区分				
A 区域	3	1	10	1
B 区域	7	3	30	2

(備考) 区域の区分：A、B 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として、市長が定めた区域をいう。

- ・ A 区域：悪臭規制区域内で B 区域以外の地域
- ・ B 区域：悪臭規制区域内で主として工業の用に供される地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域

#### (2) 悪臭防止法に基づく排出水中における規制基準

(単位：mg/l)

悪臭物質	メチルメルカプタン		硫化水素		硫化メチル		二硫化メチル	
	A 区域	B 区域	A 区域	B 区域	A 区域	B 区域	A 区域	B 区域
規制地域の区分、排水量								
0.001 m <sup>3</sup> 毎秒以下の場合	0.03	0.06	0.1	0.3	0.3	2	0.6	2
0.001 m <sup>3</sup> 毎秒を超え、0.1 m <sup>3</sup> 毎秒以下の場合	0.007	0.01	0.02	0.07	0.07	0.3	0.1	0.4
0.1 m <sup>3</sup> 毎秒を超える場合、	0.002	0.003	0.005	0.02	0.01	0.07	0.03	0.09